

知って得する情報満載

「標準引越し運送約款」の ポイント

スムーズなお引越しのために
必ずお読みください



JTA 公益社団法人
全日本トラック協会
<http://www.jta.or.jp>

1 約款について…

- この約款は、一般家庭の引越しでトラックを貸し切っておこなう引越しに適用されます。【第1条1】
*事務所の移転や、積合せの少量の引越しについては、原則として適用されません。



3 現金や貴重品などはお引き受け できない場合があります

- お客様で運んでいただきたいもの。【第4条2-1】



- お引き受けできない場合があります。【第4条2-3】



4 引受できないものや、こわれやすい 物は事前に申告してください【第8条】

ポイント③のものや、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に申告をお願いします。



2 見積りは無料です

- 見積りは無料。(ただし事前のお客様の了解を得た場合には、下見に要した費用を頂くことがあります) 【第3条4】

- 見積りの際に、内金、手付金などは支払う必要ありません。 【第3条5】

- 荷物を受け取るときに見積書に記載された方法で運賃等をお支払いいただきます。【第19条1】



6 解約・延期手数料は…

解約・延期手数料は引越し荷物の受取日の前日で運賃の10%以内、当日で20%以内です。
すでに実施・着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したもの)はいただきます。 【第21条】



引越荷物の受取日の 前日のご連絡

前日のご連絡	当日のご連絡
見積書に記載した運賃の 10%以内	見積書に記載した運賃の 20%以内

【第21条2-2】

5 荷造りや作業について

- 見積書の作成の際は、お客様と引越事業者で作業内容、作業分担を確認します。【第3条2八】

- 事業者が荷造りする場合、お客様が費用を負担します。 【第7条3】

荷造り梱包を当社で
やらせていただく場合は
有料になります。



8 破損や紛失については 3ヶ月以内にお知らせ ください

7 引越しの最後に確認！

- 部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、壁や床にキズがないか運送事業者と確認しましょう。



9 引越し後はなるべく 早く荷物等の確認をお願いします。

- 事業者の責任は荷物のお引き渡しが終わってから3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。【第25条1】

